

令和 8 年
ICTアドバイザー（民間）
【登録要領】

令和 7 年 9 月 2 6 日

国土交通省 中部地方整備局
i-Construction中部サポートセンター

1. 趣旨

今後、我が国において生産年齢人口が減少することが予想されている中、建設分野において、生産性向上は避けられない課題である。

このような状況を踏まえ、国土交通省では建設生産プロセス全体で生産性を向上させるi-Constructionの取り組みを推進しているところである。

また、令和3年度からはデータとデジタル技術を活用し、非接触・リモート型の働き方への転換と抜本的な生産性向上や安全性向上を図るため、インフラ分野のDX（デジタル・トランスフォーメーション）が本格的に始動している。

令和5年度からはBIM/CIMの原則適用が開始され、令和6年度にはi-Construction2.0を策定しており、2040年度までに建設現場の省人化を少なくとも3割、すなわち生産性を1.5倍向上することを目指しているところである。

i-Constructionは建設現場に携わる一人一人の生産性を向上させるものであり、国土交通省だけでなく、地方自治体や特殊法人等の公共工事への普及が課題となっている。

この課題等を解決すべく、中部地方の公共工事においてi-Construction（建設ICT、BIM/CIM活用等）を幅広く導入・活用できる環境を目指し、ICTアドバイザー（民間）（以下、「ICTアドバイザー」と言う。）を公募するものである。

2. 目的

i-Constructionを推進する発注者や受注者が、自主的に技術習得や能力向上への取り組みが可能となるように、建設ICT並びにBIM/CIM活用の先駆者を「ICTアドバイザー」として登録し、発注者や受注者等の求めに応じて必要な時に実践的なアドバイス等が受けられる体制を構築することにより、中部地方における更なる建設生産性の向上を図ることを目的とする。

3. ICTアドバイザーの活動内容

（1）活動内容

ICTアドバイザーは、「中部i-Construction研究会」（以下「研究会」という。）の一員として、発注者や受注者等の求めに応じて必要な時に実践的なアドバイス等を行うと共に、新たな技術の現場導入を目指した活動等を行う。

（2）専門部会

ICTアドバイザーは研究会に設置される以下のいずれかの専門部会に所属し、他のICTアドバイザーと協力し、部会の運営を行う。なお、複数部門において所属することもできる。

①多様化部会

多様化部会は、建設産業における更なる生産性向上を目指し、新しい技術の現場適応化に向け、技術的な支援およびシーズ・ニーズのマッチングに取り組む。

②FAQ部会

FAQ部会は、i-Constructionに関する建設現場における課題や疑問の情報収集、アイデアや解決策など未熟な技術者との交流支援に取り組む。

③支援部会

支援部会は、i-Constructionに関する施工計画書の記載例やノウハウなど、建設現場での活用の際に技術的な支援および情報提供に取り組む。

④普及部会

普及部会は、各種研修・講習会・現場見学会などを通じて、建設産業における更なる普及および地元企業や地方自治体への裾野の拡大に取り組む。

(3) 費用負担

ICTアドバイザー活動に要する費用は、ICTアドバイザーの負担とする。なお、地方自治体や企業等から依頼された活動の旅費について県をまたぐなど遠方の派遣となった場合は、派遣依頼者に負担を求める事ができる。

4. 任期

ICTアドバイザーの任期は1年を原則とするが、令和8年12月25日までを任期とする。

5. 登録申請のための要件

ICTアドバイザーへの登録申請の要件等は以下のとおりとする。

(1) 求める人材

自らがこれまで習得した知識、ノウハウ、失敗からの克服事例等をもとに、これから取り組みを始めようとするチャレンジャーへの支援を行い、さらには新たな技術への現場導入等を目指して、自ら率先して積極的に活動し、中部地方の更なる建設生産性向上の推進を志す人材を求める。

(2) ICT能力区分

ICTアドバイザーの登録は、以下に示すⅠ～Ⅵの能力区分において、2つ以上該当すること。

Ⅰ. 3次元測量（測量から点群データ作成）

UAVやレーザースキャナ、モバイル端末等を用いた3次元測量

Ⅱ. 3次元設計データ作成

3次元設計データの作成または2次元設計図書から3次元設計データの作成

Ⅲ. ICT建設機械による施工

MC/MGブルドーザ・バックホウ等ICT建機による施工

Ⅳ. 3次元出来形管理

UAVやレーザースキャナ、モバイル端末等を用いた出来形管理

V. BIM/CIM

BIM/CIMを活用した業務または工事

Ⅵ. 総合マネジメント

施工計画などの総合的な助言

(3) 応募資格

ICTアドバイザーに登録できる技術者は、測量、建設コンサルタント、建設企業等に所属し、建設ICT並びにBIM/CIM活用に関する専門知識を持ち、5(1)に示す内容のアドバイスを実施できる者として、以下の条件を満たす者とする。

1) 技術者の所属する企業等が、中部地方整備局管内に本店があること

(区分Ⅰ(3次元測量)・Ⅱ(3次元設計データ作成)・Ⅴ(BIM/CIM)は支店でも可とする。)

ただし、長野県の企業については長野県内に本店がある場合のみ、県全域(中部地方整備局管外も含む)を対象とする。

2) 工事及び業務（発注機関は問わない）において、過去5年間に以下に示す①または②の実績を、所属する企業等と技術者個人の両方で有すること。

① ICT工事（元請け・下請け）またはICT関連業務（元請け）、BIM/CIM関連業務（元請け）の実績として、Ⅰ～Ⅵまでの能力区分における企業等としての実績かつ技術者としての実績それぞれ2件以上有すること。

② ICT施工・BIM/CIMに関する普及・支援活動などの実績として、Ⅰ～Ⅵまでの能力区分における企業等としての実績かつ技術者としての実績それぞれ5件以上有すること。

3) 技術者の所属する企業または技術者本人が、研究会に入会すること。

6. 公募人員

ICTアドバイザーの公募人員は概ね80名とする。応募内容に対して、各県での配置人員、応募技術者の工事・業務等施工実績、ICTアドバイザーとしての活動実績等をi-Construction中部サポートセンターが総合的に判断し、登録者の選定を行う。また、同一の企業等に所属するICTアドバイザーの人員は2名を上限とする。

なお、各県でのICTアドバイザーの配置人員は以下を計画している。

- ①長野県：10名程度
- ②岐阜県：15名程度
- ③静岡県：15名程度
- ④愛知県：25名程度
- ⑤三重県：15名程度

※ICTアドバイザーとしての活動実績について、過去にICTアドバイザーとしての登録がない申請者は、ICTアドバイザーの活動に準じた経験を認める。

7. 提出書類

登録申請者は、次の（１）、（４）、（５）の申請を別途指定する[Forms](#)にて送信すること。（２）および（３）はicon85@jice.or.jpにて提出すること。

- （１）ICTアドバイザー登録申請兼誓約事項（Forms）
- （２）実績一覧表（.xlsx）
- （３）顔写真（.jpeg）
- （４）ICT活用工事における施工計画書データ（申請時は提供可能な対象の工事件名・工種等を記載）
- （５）ICT活用工事における3次元設計データ（申請時は提供可能な対象の工事件名・工種等を記載）

※提出書類の各実績について虚偽の記載をした場合は、ICTアドバイザーの登録を抹消する場合がある。また、各実績については、ICTアドバイザー登録名簿と共に中部i-Construction研究会ホームページに掲載する。

※（４）（５）についてはいずれか1つの申請でよいものとするが可能であれば（４）および（５）のデータを申請する。ICTアドバイザー認定後にデータを提供すること。なお、（４）（５）の事例提出が難しい場合は、その理由を記載する

ものとする。ただし、理由については合理性が認められるものでなければならない。

8. 公募受付及び登録

(1) 公募受付

公募受付は令和7年9月26日から10月17日まで行う。

(2) 登録の決定

i-Construction中部サポートセンターは第7項により提出された申請書の内容を審査の上、登録可否を決定する。

(3) 審査結果の通知

i-Construction中部サポートセンターは応募者に対し、登録・非登録の結果を登録申請書に記載のメールアドレス宛てに通知する。

非登録の通知を受けた者は、通知のした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び休日を含まない）以内に、非登録理由について説明を求めることができる。

登録・非登録の結果の通知は、令和7年11月21日を予定している。

(4) ホームページへの掲載

登録されたICTアドバイザーは、「ICTアドバイザー登録名簿」にとりまとめ、中部i-Construction研究会ホームページに掲載する。

（掲載予定URL）

<https://www.cbr.mlit.go.jp/kensetsu-ict/bunrui.html>

ホームページに掲載するICTアドバイザーに関する情報は以下を予定している。

- ① 所属企業名、氏名、所属企業住所（市名まで）
- ② 対応可能な取り組み
- ③ PRコメント
- ④ ICTアドバイザーの活動実績

9. 登録の変更及び抹消

(1) 登録の変更及び退会

ICTアドバイザーは、連絡先等登録事項に変更が生じた場合、及び退会する場合は、速やかにi-Construction中部サポートセンターまで報告しなければならない。

(2) 登録の抹消

i-Construction中部サポートセンターは、登録を受けたICTアドバイザーが誓約事項に違反したとき、または登録申請時の提出書類に虚偽の記載を行った事が判明したとき、その他必要と認めるときは、その登録を抹消する場合がある。

10. 活動報告

ICTアドバイザーは第3項による活動を行った時は、「実施報告書」等により実施状況のとりまとめを行い、i-Construction中部サポートセンターまで報告するものとする。提出時期については、事務局から別途通知する。

i-Construction中部サポートセンターは、ICTアドバイザーからの活動報告をi-Construction中部サポートセンターホームページ等に公表する場合がある。

1 1. 情報共有

ICTアドバイザー及び中部地方整備局担当者等との情報共有を円滑にするため、チームコミュニケーションツールの利用を予定している。利用料金（年間1万円程度／ICTアドバイザー1人あたり）が発生する場合は、ICTアドバイザーの負担とする。

1 2. 登録申請及び登録・活動にあたっての遵守事項

ICTアドバイザーの登録申請及び登録後の活動にあたっては、以下について遵守すること。

（1）登録申請時

①登録申請時の提出書類に虚偽の記載を行わないこと。

（2）ICTアドバイザーとしての活動時

①ICT技術の先駆者である「ICTアドバイザー」として、自らが積極的に率先して日々自己研鑽に励むとともに、登録された専門部会及び研究会とも協力し、中部地方におけるi-Constructionの推進に尽力すること。

②ICTアドバイザーの名称はICTアドバイザーとしての活動に限定し、営利目的等には使用しないこと。また、ICTアドバイザーの信用を失墜させるような行為を行わないこと。

③ICTアドバイザーの所属企業は、資機材の提供等ICTアドバイザーの活動に必要な協力を行うこと。

1 3. 担当窓口

本要領の担当窓口は以下とする。

〒460-8514

名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋第二地方合同庁舎

中部地方整備局企画部施工企画課

電話：052-953-8180

メールアドレス：cbr-ict-kenkyu@mlit.go.jp

（付則）

この要領は、令和7年9月26日から施行する。